

○資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準
である工場の従業者の取扱いについて

昭和37年5月31日

37税第358号

総務部長

地方税法第72条の48第4項第1号ただし書の規定による標記について、下記のとおりその取扱いを定めたから、これにより取扱われたい。

なお、該当がある法人の主たる事務所又は事業所所在の事務所においては、この旨を速やかに当該法人に連絡の上申告指導に遺憾なきを期されたい。

記

(資本金の額又は出資金の額)

- 1 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第72条の48第4項第1号ただし書の資本金の額又は出資金の額が1億円以上であるかどうかは、当該事業年度終了の日現在(中間申告の場合には、当該事業年度(当該法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人事業年度)開始の日から6月を経過した日の前日現在。以下同じ。)によるものであること。(規則6の2の2Ⅲ)
- 2 事業税の課税事業と非課税事業とを併せて行う法人についても、資本金の額又は出資金の額が1億円以上であるかどうかは、その法人の資本金の額又は出資金の額の総額が1億円以上であるかどうかにより判定すべきものであること。

(製造業の範囲)

- 3 地方税法施行規則(以下「規則」という。)第6条の2の2第2項に掲げる事業は、日本標準産業分類(総務省)による「E—製造業」並びに「R—サービス業(他に分類されないもの)」のうち「891自動車整備業」、「901機械修理業(電気機械器具を除く)」及び「902電気機械器具修理業」の範囲に属するものであること。

(製造、加工又は組立て)

- 4 規則第6条の2の2第2項にいう物品の「製造」及び「加工」とは、いずれも物を原材料として、これに人工を加え新たな物を製作することをいうものであるが、このうち「製造」とは製作した物の性質が原材料である物と同一性を失っている場合をいい、「加工」とは原材料である物と性質が同一で、ある程度の変更を加える場合をいうものであること。また、「組立て」とは、製作された部分品を組み合わせることをいうものであること。

(生産に関する業務)

5 規則第6条の2の2第2項にいう「物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務」とは、物品の製造、加工、組立てを行う業務のほか、物品の整備又は修理を行う業務をいうものであること。

(生産に関する業務が行われている事業所等)

6 工場とされる「生産に関する業務が行われている事業所等」とは、当該法人の事業所等(法第72条の48第3項第1号に規定する事業所等をいう。以下同じ。)であって5に掲げる業務が行われている事業所等をいうものであること。

7 生産に関する業務が行われている事業所等の判定については、当該法人の事業年度終了の日現在により判定するものとする。

8 「工場である事業所等」とは、具体的には、工場、製造所、作業所、製油所、造船所、修理場などをいい、本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所、販売所、倉庫、油槽所、病院などは含まれないものであるが、その判定は名称のいかんにかかわらず、当該事業所等において行われる業務の内容により客観的に行うこと。

(工場の従業者)

9 「工場の従業者」とは、6の工場とされる生産に関する業務が行われている事業所等に勤務する従業者をいうものであり、従業者の意義及びその取扱いについては、地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)(平成22.4.1 総税都第16号。以下「国通知」という。)第3章9の1に定めるところによるものであるが、さらに次の諸点に留意すべきであること。

(1) 6の工場とされる生産に関する業務が行われている事業所等に本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所等が併置されている場合の工場の従業者の数には、これら本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所等に勤務する従業者の数は含まれないものであること。

(2) 工場の従業者には、工場において製品の製造、加工、組立て等の業務を直接担当する部門に属する者及び製品の検査、包装、原材料の運搬、動力の保守点検等の生産を補助する業務を担当する部門に属する者のほか、当該工場内において総務、経理、生産管理、資材管理等の業務を行う部門に属する者が含まれるものであること。

(3) 事業税の課税事業と非課税事業とを併せて行う場合において、それぞれの事業に区分することが困難である従業者の数については、国通知第3章9の1(4)アによりそれぞれの事業の従業者として区分されたものの数により按分して算定するものとされているが、工場の従業者についてこの取扱いをする場合には、同通知第3章9の1(4)

アにより按分された課税事業部分に相当する工場の従業者の数を基礎として2分の1を加算する計算を行うものであること。

- (4) 工場の従業者の数は、原則として当該法人の事業年度終了の日現在の従業者の数によるものであること。なお、2分の1を加算する場合において、当該工場の従業者の数が奇数であるときは、当該数に1を加えた数を基礎として2分の1し、加算するものとされているから、2分の1を加算した後の数値に1未満の端数は生じないことに留意すること。(法72の48IV①ただし書)

(分割に関する明細書)

- 10 法人が事業税の申告書に添付すべき課税標準の分割に関する明細書に記載すべき工場の従業者については、同一都道府県内に他の事務所又は事業所がある場合には別欄に記載して工場であることを明らかにするよう指導するものとする。

なお、同明細書の分割基準の欄の括弧内には、2分の1とする前の従業者数を外書きで記載するものとされていることに留意する。

(住民税の分割との関係)

- 11 分割基準とすべき工場の従業者数について、その数値を補正するものとされているのは、法人の事業税の場合に限られ、法人の道府県民税及び市町村民税の分割については適用がないものであるから留意すること。

附 則 (昭和45年税第72号)

この通知は、昭和45年4月17日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一分配により納付すべき法人の事業税を含む。)について適用する。

附 則 (平成元年税第21号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正後の規定は、平成元年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一分配により納付すべき法人の事業税を含む。)について適用する。

附 則 (平成10年税第79号) 抄

(施行期日)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。

附 則 (平成14年税第144号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成16年税第214号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成17年税第111号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正後の規定は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一分配により納付すべき法人の事業税を含む。）について適用する。

附 則（平成18年税第33号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正後の規定は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一分配により納付すべき法人の事業税を含む。）について適用する。

附 則（平成23年課税第138号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成30年税指第149号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和4年税指第17号）

この通達による改正後の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

附 則（令和7年税第1106号）抄

（施行期日）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。